

平成 23 年度における中央環境審議会循環型社会計画部会の進め方について（事務局提案）

来年度（平成 23 年度）は、第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定。以下「循環基本計画」という。）の 4 年目にあたる。

また、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下「循環基本法」という。）第 15 条第 7 項において、循環基本計画の見直しはおおむね 5 年ごとに行うこととされており、中期的スケジュールとしては、再来年度（平成 24 年度）以降において、必要に応じて循環基本計画の見直しを行うこととなる。

さらに、松本環境大臣から中央環境審議会あての諮問を受けて、去る 3 月 7 日の中央環境審議会総合政策部会において、環境基本計画の見直しの議論が始まったところである。また、循環基本法第 16 条第 1 項において、循環基本計画は環境基本計画を基本として策定することとなっており、循環基本計画の見直しに当たっては環境基本計画の内容に沿うものとするのが求められる。なお、前回の環境基本計画の見直しに際しては、環境基本計画の循環型社会関係部分について、本部会において素案の検討を行う等の協力を行っている。

このため、来年度の循環型社会計画部会については、次のとおり、①環境基本計画の見直しの動向も踏まえながら、長期的な視野に立った循環型社会の目指すべき姿の検討及び②現行計画の第 4 回点検を行うこととしてはどうか。

1. 環境基本計画の見直しの動向も踏まえつつ、長期的な視野に立った循環型社会の目指すべき姿の検討

環境基本計画の見直しの動向を踏まえつつ、循環基本計画の見直しを見据えた長期的な視野に立った循環型社会の目指すべき姿の検討を継続的に行う。

- ・ 将来の社会像、循環資源の動き、各主体の役割
- ・ 循環型社会の構築に向けて適切な指標
- ・ 地域循環圏のあり方
- ・ 循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的取組 等

2. 循環基本計画の第 4 回点検

平成 24 年度以降の循環基本計画の見直しを見据え、現行の循環基本計画の進捗状況の総点検という位置づけで点検を行う。

【来年度スケジュール（案）】

※環境基本計画の見直しの状況によってはこれに限らず審議を行う。

平成 23 年

- | | |
|--------|-----------------------|
| 夏頃 | ○循環型社会の目指すべき姿について |
| 9月頃 | ○循環型社会の目指すべき姿について |
| 10月頃 | ○地域ヒアリング（3R推進全国大会） |
| 11月頃 | ○国の取組ヒアリング |
| 12月頃上旬 | ○物質フロー指標、取組指標の評価、全体評価 |
| 下旬 | ○パブリックコメント案 |

平成 24 年

- | | |
|-----|-------------|
| 1月頃 | パブリックコメント |
| 2月頃 | ○第4回点検報告書決定 |
| 3月頃 | 閣議報告 |

【中期的スケジュール】

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 平成 20 年 3 月 | 第 2 次循環基本計画閣議決定 |
| 平成 20 年度 | 第 2 次循環基本計画の第 1 回点検 |
| 平成 21 年度 | 第 2 次循環基本計画の第 2 回点検 |
| 平成 22 年度 | 第 2 次循環基本計画の第 3 回点検 |
| 平成 23 年度 | 第 2 次循環基本計画の第 4 回点検
(環境基本計画の見直し) |
| 平成 24 年度以降 | 必要に応じて循環基本計画の見直し |